

各国憲法改正手続比較表

通常の法律の成立要件と同じ			イギリス・イスラエル・ニュージーランド						
◆議会の 表決数		◆+ 再度の議決			◆+ 国民投票		◆+再度の議決 +国民投票	◆+ 州承認 ( )内は要件 必要	
		同一構成の議会に よる一定期間経過 後の再度の議決	選挙後の議会で再 度の議決	憲法会議もしくは 両院合同会議によ る再度の議決	全ての改正につき必要	重要事項についてのみ 必要			
過半数 (50%)		イタリア	スウェーデン		アイルランド フランス		アルジェリア デンマーク パナマ	オーストラリア スイス	
通常の法律の成立要件よりも厳しい	議会議決要件をより厳しく	5分の3	スロバキア チェコ チリ	トルコ ニカラグア ブラジル		ロシア			
		65%	ケニア						
	3分の2	アルバニア クウェート ドイツ ネパール パキスタン ポーランド ポルトガル マレーシア モナコ ラオス 中国	ウクライナ エクアドル コスタリカ ペルー ベラルーシ	アイスランド オランダ ノルエー フィンランド ベルギー	ハイチ パラグアイ	【日本】 オーストリア 韓国 モロッコ ルーマニア	シンガポール スーダン スリランカ バングラディシ ユ モザンビーク	スペイン	米国(3/4) インド(1/2) エチオピア(全) カナダ(2/3) メキシコ(1/2) 南アフリカ
	4分の3	シリア ブルガリア モンゴル			台湾	フィリピン			

本表は、衆議院憲法審査会事務局作成資料（2013年5月）および国立国会図書館作成資料（2003年3月）を基に作成している。両資料に相違があるときは、情報の新しさに鑑み、前者の資料に依拠している。

## 各国憲法改正手続比較表

- (アイスランド)：1回目の議会の議決要件は過半数だが、選挙後の議会の再議決につき3分の2の多数が要求されている。
- (アメリカ合衆国)：他に憲法会議による方法もある。
- (アルジェリア)：各議院の議決による発議の場合には必要的国民投票が、両院合同会議の議決による発議の場合には任意的国民投票が行われる。
- (アルバニア)：任意的国民投票が用意されている。
- (イギリス)：イギリスの場合憲法と法律の区別がない。
- (イタリア)：再議決要件は、各議院の議員の過半数で、一定数の要求があるときは人民投票に付される。
- (インド)：重要事項の改正のみ州による承認が必要。
- (ウクライナ)：1回目の議決は過半数だが、再議決に関しては3分の2が要求され、重要事項については、必ず国民投票が行われる。
- (エクアドル)：2度目のみ議決要件は3分の2以上。他に一定の要件の下で国民投票も認められている。
- (エチオピア)：重要事項は下院の3分の2の議決に加え、全州による承認が必要だが、その他の事項については両院合同会議の3分の2の議決に加え、3分の2の州議会による承認が全州必要。
- (オーストラリア)：改正案が議会を通過した後、州単位の国民投票が行われ、投票者の過半数に加えて、連邦制の観点から、過半数の州で投票者の過半数の賛成が必要とされる。
- (オーストリア)：必要的国民投票は全部改正の場合であり、一部改正の場合には任意的国民投票でよいとされている。
- (オランダ)：1回目の議会の議決要件は過半数だが、選挙後の議会の再議決につき3分の2の多数が要求されている。
- (カナダ)：重要事項について全ての州議会の承認が必要。
- (韓国)：国民投票においては国会議員選挙権者の過半数の投票及び投票者の過半数の賛成が必要とされている。
- (コスタリカ)：全部改正の場合だけ憲法会議を設置する。
- (シンガポール)：重要事項についてのみ、議会で3分の2の賛成に加えて、必ず国民投票を行わなければならない。
- (スイス)：州単位の国民投票が行われ、国全体の投票者の過半数に加えて、連邦制の観点から、過半数の州で投票者の過半数の賛成が必要とされる。

## 各国憲法改正手続比較表

- (スウェーデン) : 判然としないところがあるが、<「過半数」+「選挙後の議会による再議決」>欄に該当すると思われる。任意的国民投票の制度も用意されている。
- (スーダン) : 重要事項についてのみ、議会で3分の2の賛成に加えて、必ず国民投票を行わなければならない。
- (スペイン) : 全面改正や重要事項の改正の場合には、両議院で選挙を挟んだ2回の3分の2以上の議決と必要的国民投票。上記以外の場合には、両議院の5分の3以上による議決と、要求があれば国民投票が行われる。
- (スリランカ) : 重要事項についてのみ、議会で3分の2の賛成に加えて、必ず国民投票を行わなければならない。
- (スロバキア) : 重要事項の改正の場合には必ず国民投票が行われる。
- (チリ) : 3分の2以上が必要とされるのは重要事項の場合で、この場合は国民投票が行われることもある。重要事項以外の改正の場合には5分の3以上とされる。
- (デンマーク) : 改正案が議会で可決された後、選挙を行い、新たな議会での再議決がなされた後、必ず国民投票が行われる。
- (トルコ) : 2回、5分の3の議会議決がなされても、大統領による差し戻しがあった場合には、新たに3分の2の再議決が要求されるうえに任意で国民投票が行われ、また、5分の3以上3分の2未満の議決で、大統領による差し戻しがなかったときには、国民投票を行わなければならない。
- (ニカラグア) : 一部改正について5分の3の多数による賛成が2回要求され、全部改正については議会の3分の2の多数と憲法会議の過半数の賛成が要求される。
- (ノルウェー) : 1回目の議会の議決要件は過半数だが、選挙後の議会の再議決につき3分の2の多数が要求されている。
- (ハイチ) : まず二院制議会のそれぞれの3分の2が賛成し、次いで、両院合同会議でも3分の2の賛成が要求されている。
- (パナマ) : 改正案が議会で可決された後、選挙を行い、新たな議会での再議決がなされた後、必ず国民投票が行われる。
- (パラグアイ) : 全面改正は議会の3分の2による議決に加え憲法会議の議決が要求されるが、一部改正の場合は議会の過半数による議決に加え国民投票に付される。
- (バングラディシュ) : 重要事項についてのみ、議会で3分の2の賛成に加えて、必ず国民投票を行わなければならない。

## 各国憲法改正手続比較表

- (フィリピン)：国民投票にかける改正案は国民発案又は憲法会議による方法もある。
- (フィンランド)：1回目の議会の議決要件は過半数だが、選挙後の議会の再議決につき3分の2の多数が要求されている。
- (フランス)：政府提出改正案又は議員提出の改正案は、改正案提出後6週間を経過した後でなければ先議の議院で審議を行うことができず、また後議の議院も送付後4週間を経た後でなければ審議を行うことができず、かつ両議院によって同一の文言で表決された後に、人民投票にかけられる。議会を通過した政府提出の改正案が大統領によって両院合同会議に付託された場合には、5分の3の多数で承認され、この場合には人民投票は要求されない。
- (ブルガリア)：全部改正の場合は憲法会議の議決、一部改正につき議会での議決が3分の2以上4分の3未満の場合、再議決は3分の2が必要。
- (ベラルーシ)：2回目も3分の2の多数で、任意的国民投票も行いうる。
- (ペルー)：2回とも3分の2以上。他に一定の要件の下で国民投票も認められている。
- (ベルギー)：1回目の議会の議決要件は過半数だが、選挙後の議会の再議決につき3分の2の多数が要求されている。
- (ポーランド)：下院の3分の2以上+上院の過半数+（重要事項について要求があれば国民投票）
- (モザンビーク)：重要事項についてのみ、議会で3分の2の賛成に加えて、必ず国民投票を行わなければならない。
- (モロッコ)：議員提案の改正案が議会で3分の2の多数で可決されたときには必要的国民投票に付され、国王提案の改正案は直ちに国民投票に付される。
- (モンゴル)：任意で国民投票に付すこともある。
- (ルーマニア)：議会の3分の2による議決に代えて両院合同会議の4分の3による議決の方式も認められている。
- (ロシア)：憲法全面改正案又は重要事項に関する改正案が連邦議会の両院の議員総数の5分の3以上によって支持された場合、憲法議会が招集され、憲法議会は改正しないことを確認するか、または新しい憲法草案を作成し、その議員総数の3分の2によって採択するか、国民投票に付す。国民投票が実施された場合、選挙人の過半数の参加を条件として、投票に参加した選挙人の過半数が賛成したときに採択。また、上記とは異なる一部改正案は、上院の議員総数の4分の3以上、下院の議員総数の3分の2以上の支持に加え、連邦構成主体（＝州）の立法機関（＝議会）の3分の2以上の多数による。